



**フィリピン:COVID-19 の流行に対するフィリ
ピン政府の措置のポイント(2020年3月26
日時点)**

※ 本書は、2020年3月26日時点の情報に基づいて執筆しています。

世界的に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行しており、フィリピンにおいては、2020年3月16日、大統領はルソン全域において、同年3月17日から4月13日の間、「強化されたコミュニティ隔離(enhanced community quarantine)」をとることを決定しました。また、その他にもフィリピン政府はCOVID-19に関するガイドラインを公表しており、これらのポイントをまとめました。詳細については英文記事もあわせてご参照ください。

1. 強化されたコミュニティ隔離の概要

強化されたコミュニティ隔離の主な内容は以下のとおりです。

(1) 自宅隔離義務

原則として、ルソン地域の全ての家庭(外国人を含みます。)において自宅隔離が義務づけられています。社会的距離とは、人との間を1メートル以上保つことをいいます。

(2) 必要不可欠な食料・医療サービスの継続

食料、衛生用品、医薬品などの製造・供給、輸出企業(PEZA企業については後記4もご参照ください。)など、一部の産業に従事する企業については自宅隔離の対象から除かれています。事業場において厳格な社会的距離(social distancing)の措置をとることが求められています。

(3) 公共交通機関の停止

大規模公共交通機関は全て停止されます。

(4) 国内移動の制限

原則として、ルソン地域への出入りが禁止されます。

(5) 入国の制限

外国人(査証保有者を含みます。)のフィリピンへの入国が一時的に停止されます。また、査証免除措置及び査証の新規発給も一時的に停止され、既に発行済みの査証も取り消されたものとみなされますが、既にフィリピンに入国している外国人の査証の有効性には影響しません。

なお、フィリピン国民の配偶者又は子、外交旅券保有者にはかかる入国制限は適用されません。

2. 事業場での対応

(1) 事業場で調査対象者が発見された場合の措置

労働雇用省は、全ての雇用者に対して、事業場で以下のいずれかの者が発見された場合、全従業員に対する衛生管理・社会的距離の呼びかけ及びその健康状態のモニタリング、勤務態様の変更の検討、事業場の消毒などを行うよう奨励しています。

- (a) 過去14日間に国内感染が確認された地域へ渡航した者
- (b) COVID-19の感染が確認された者又は感染が疑われる者と接触した者
- (c) COVID-19の症状がある者

(2) 感染者が発見された場合の措置

事業場でCOVID-19の感染者が確認された場合、保健省と地域政府が隔離の対象とすべき者を検討します。雇用者はこれに協力し、職場を消毒する必要があります。

(3) 従業員が自宅隔離命令の対象となった場合

従業員が自宅隔離の対象となった場合、当該従業員が利用できる有給休暇がある場合にはそれを利用し、有給休暇がない場合には、無給で休業することとなります。もともと、法令上義務づけられていませんが、労働雇用省は、雇用者に対して、任意に有給休暇を付与することを奨励しています。

(4) 労働時間及び給与の削減

COVID-19の流行の影響により経済が打撃を受けることが予想されますが、勤務日・労働時間の削減、ローテーション勤務、有給休暇の消化の義務づけなどにより労働時間を削減し、それに応じて給与を削減することが可能です。

かかる措置をとるための手続については労働雇用省が2020年労働勧告第9号を公表しており、従業員との協議、同労働勧告の掲示、労働雇用省への報告書の提出が必要です。

3. 商業活動

フィリピン政府は、農作物・生活必需品の価格の制限、マニラ首都圏における事業場を閉鎖している期間の賃料の支払いの免除など、商業活動についても制限を課しています。

また、①強化されたコミュニティ隔離措置実施期間中の賃料の支払いの猶予、②ローンの弁済の猶予を命ずる権限を大統領に付与しています。

4. PEZA 企業について

輸出企業は強化されたコミュニティ隔離措置実施期間中であっても運営を継続することが認められていますので、経済区庁(PEZA)に登録している企業(PEZA企業)のうち、輸出企業は企業活動を継続することが可能です。PEZA企業のうちIT関連企業は、在宅勤務の導入、PEZAに登録されていない建物・施設への勤務場所の変更など一部の措置を講じることが認められています。

また、PEZA企業は、原材料の不足、従業員の通勤の困難など所定の場合には企業活動を一時的に停止することができます。

